

平成30年6月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 財産分与と年金分割について
- 保証制度の法改正について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 51



エバー総合法律事務所

財産分与と年金分割について

離婚の際には、夫婦の財産を分割する財産分与と、場合によっては年金分割を行う必要があります（離婚における問題点についてはVol.8をご覧ください。ホームページにバックナンバーを公開中です）。どちらも婚姻期間中に築いた資産や家事労働などの清算がその趣旨ですが（離婚後の扶養や慰謝料としての趣旨を含める考え方もあります）、お互いに貢献したと考えられますから、特別な場合を除いては折半で分けるのがほとんどです。

1 財産分与について

財産分与において、分与の対象となる財産は、婚姻期間中に取得した財産です。別々の財産として合意していた場合はともかくとして、どちらかの所有名義になっていたとしても共有財産として推定され、財産分与として清算することが必要です。婚姻前に取得していた財産は含まれません。また、婚姻期間中に相続で取得した財産についても争われることがありますが含まれないと考えてよいでしょう。

取得した財産としては、通常、不動産、預貯金、自動車や積立型保険など資産性のある保険（学資保険や解約返戻金などがある場合です）が対象として考えられます。長年勤務していた場合には、退職金（仮に離婚時に退職したと仮定して算出します）も対象です。家財道具なども上げれば切りがないのですが、どこまで細かく算出するかはその夫婦のお考え次第かと思えます。以上のようなプラスの財産（「積極財産」といいます）だけではなく、負債などのマイナスの財産（「消極財産」といいます）も分ける必要があります。負債については、自宅のための住宅ローンであれば夫婦で負担を分けるというのも納得しやすいと思います。しかし、例えば遊興費のための借入れなど一方の都合で借入れたものについては、財産分与の対象とはいえ相手方に一部負担を求めることはできません。

住宅ローンがついているケースでは、多くが住宅の価値（仮に売却した場合の予想価値）よりも負債の方が多く、その取扱いに困る場合があります。どちらかが不動産を取得してローンも支払っていくか、売却して不足の負債について分割して負担するか、不動産の処分とローンの返済方法を協議の

うえ決めなければなりません。ただ、夫婦間で合意しても、債権者に対しては債務者を勝手に変更することはできませんので、あくまでも夫婦間での合意にとどまります。

財産分与は基本的に協議によって決めるのですが、話し合いができない場合には、離婚と一緒に調停、あるいは裁判で決めるか、離婚した後財産分与だけを裁判所に決めてもらう（審判）こととなります。ただし、離婚の後に財産分与を求めると場合には、離婚の時から2年以内に行われなければなりませんのでご注意ください。

なお、割合に比して多額過ぎる場合を除いては贈与税はかかりません（対象物が不動産の場合には譲渡所得税の対象となる可能性もありますのでご注意ください。）。

2 年金分割について

通常「年金分割」と言いますが、実は受け取る年金自体を分割するのではなく、年金保険料として支払ったという情報（保険納付記録）を分割するというのが正確です。しかも、基礎年金なども含めた全ての年金支払情報を分割するという意味でもないのです。情報が分割されるのは企業年金や旧共済年金（公務員の場合です。平成27年10月に厚生年金に一元化されました）の、いわゆる2階建てといわれる基礎年金に付加して支払われる部分についてのみの情報分割ということになります（旧共済年金については3階建ての職域年金も該当します）。

分割の前提として事前に、年金分割のための情報提供請求を行い納付情報を取得しておく必要があります。婚姻（事実婚を含む）開始以降に夫婦のいずれかが加入していたことのある被用者年金（厚生年金・旧共済年金）の役所・機関（2つ以上の場合どれでも可）がとりまとめますが、違う役所・機関に提出した場合には、書類が回送され、とりまとめ機関から「年金分割のための情報通知書」が発行されます。

平成20年4月1日以降婚姻開始の場合の離婚では、どちらか一方の請求で納付記録は半分ずつ分割されますが、それ以外の場合には分割には合意が必要で、協議が難しい場合には財産分与のように調停・審判で決めることとなります。ほとんどのケースで5割で分割されています。お悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年6月19日(火)、6月27日(水)、7月5日(木)、7月11日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

保証制度の法改正について

金融機関からの融資を受ける場合に、「保証人」を要求されることがあります。会社が融資を受ける場合には、代表取締役が連帯保証を求められることはよく経験されていることと思います。実務ではほとんどが「連帯保証」ですので、以下は「連帯保証」を前提に説明を進めます。昨年、民法が改正され平成32年（2020年）4月1日から施行されることになりました。エバーニュースでも今後民法改正について少しずつ紹介していきますが、今回は保証契約の法律内容について改めて紹介し、改正について触れていきます。

1 現行規定内容について

(1) 以前は口頭での契約も理屈としては可能でしたが、その後改正され、現在では保証契約は書面を作成することが必要です（必ずしも紙に限らず電磁的記録でも構いません）。

連帯保証人は、基本的に主債務者より重い責任を負うべきではないとされていますが、主たる債務の利息、違約金、損害賠償その他の従たるすべてのものも含むと法律上は定められているので、主債務者とほぼ同様な支払責任を負うとお考えください。

連帯保証をする方はよく契約書を読み、保証の範囲をよく認識したうえで署名捺印することが必要です。いざという場合に、主債務者から「名前だけ貸してほしい」とか、「絶対迷惑をかけないから」と言われたと債権者に伝えても、それで責任を免れることはできません。

(2) 保証には根保証という契約があり、主債務を特定せず、「一定の範囲に属する不特定の債務」を保証する契約のことを指します。この保証は、極度額という保証の枠を定めて、その範囲内で利息、違約金などの保証を図る制度です。債務が変更することを想定しており、わざわざその都度保証契約を結ばなくても債権者にとっては根保証契約の範囲内の債務であれば保全を図ることができますし、債務者にとっても融資の増額や期間延長をすることができるなど便利な面があります。

かつては保証の限度がない包括根保証という契約もありましたが、現在は貸金などの債務について極度額を定めなければ効力がないものとされています。また、書面で定めなければならぬのは通常の保証と同様です。

2 今回の改正内容について

民法の平成29年改正では、保証関係について次の3点が改正されました。①極度額の設定のない契約は無効、②公証人による意思確認制度の創設、③情報提供義務の新設、です。

(1) 極度額の設定のない契約は無効であることについて

この点については、貸金等の債務については、既に極度額

がない契約については無効とされていました。今回、貸金などではない、例えば賃貸借や継続的な取引に関する債務についても、保証の限度が定められていないということは保証人に非常に過酷な責任を負わせることとなりますので、貸金などの債務以外にも、極度額を設けることとし、極度額がない場合には保証契約を無効とすることにしました。ただし、これは個人保証の場合のみです。

(2) 公証人による意思確認制度の創設について

法人や個人が事業用の融資を受ける場合に、事業に関与していない友人、知人や親戚などが保証人になり、責任を問われるケースがあります。今回、そのようなケースでは公証人による意思確認を行うことを、保証契約の要件として定めしました。しかし、事業に関与している一定の場合には不要とされ法律上除外されています（公証人による確認が不要なだけで保証意思の確認が必要なことは現在でも同様です）。具体的には、①主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等、②主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等、③主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者、です。③については、法律上の配偶者であり、事業に現に従事している場合ですので、関与していない場合に代表者の配偶者に連帯保証をしていただく場合には公証人による意思確認が必要になります。

(3) 情報提供義務の新設について

これまで、保証契約の締結前や、保証契約締結後の主債務者の情報について、知る機会が保障されているとはいえませんでした。今回保証人の保護のために、以下の情報提供を行うよう定められました。①債務について保証するよう求める場合には、主債務者の財産や収支の状況、主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報、②主債務者の履行状況に関する情報、③主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報（なお、保証人が個人の場合には、債権者は、期限利益喪失を債権者が知った時から2カ月以内に保証人に通知することが必要）、です。

以上は、慎重な保証契約締結や締結後の保証人の保護という観点から定められたものです。改正法施行の際には違反の場合の効果についても改めて説明したいと思います。保証についてお悩みの場合にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

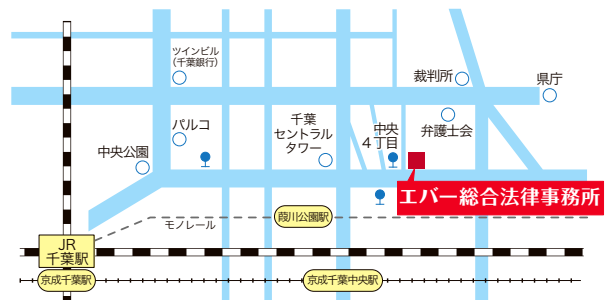
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。